

問 I - 1 - ⑦ (小規模社団法人)

社団法人は社員 2 名以上でなければならないと聞きましたが、うちは規模が小さく社員 1 人で精一杯です。小規模の法人についても社員 2 名以上を求めるのは厳しいと思います。

答

1 一般社団法人の設立に際しては、一般社団法人の基本的規則及びその内容を記載した書面である定款を、その社員になろうとする者（設立時社員）が共同して作成しなければなりません（一般社団・財団法人法第 10 条第 1 項）。ここで、「共同して」とは、「2 人以上で」という意味ですので、設立時の社員は必ず 2 名以上必要となります。

2 他方、設立後においては、社員が 1 人となったことにより必ずしも法人の目的事業の遂行が不可能になるとは限らないうえ、他の社員の死亡等により社員が 1 人となった場合にただちに法人が解散することとすると法人の継続性が不安定になり不都合となります。

よって、社員が 1 人となったことは解散原因とはされておらず、社員が欠けたこと（零となったこと）を解散原因としています（一般社団・財団法人法第 148 条第 4 号）。

3 なお、ここでいう社員とは一般社団・財団法上の社員のことをいい、法人の構成員として社員総会において法人の基本的な意思決定に関与するものの、常時法人の業務運営に関与する者ではありません。また、社員とは、いわゆる従業員とも異なるものです。社員 2 名以上とは従業員を 2 名以上雇用しなければならないということではなく、常勤の従業員を求めるものでもありません。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 10 条 一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一般社団・財団法人法第 148 条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一～三 (略)

四 社員が欠けたこと。